

掛川市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、本市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関し基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者が行う事務又は事業(以下「補助事業等」という。)に対し、その助成又は財政上の援助を与えるために交付する次に掲げる現金の給付をいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるもの

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業等の目的及び内容、当該補助事業に要する経費その他必要な事項を記載した補助金等交付申請書(様式第1号)を市長の定める時期までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めるものについては、省略することができる。

- (1) 事業計画書(又は融資計画書)
- (2) 収支予算書(又は収支の計画書)
- (3) 契約書(請書)写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金等の交付をすることが適当と認めたとときは、速やかに補助金等の交付決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 前項の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請書に係る事項を修正してその交付の決定をすることができる。

(交付の決定をしないことができる場合)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令等及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を記載した補助金等決定通知書(様式第2号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から5日以内に補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による補助金等の交付の申請の取下げがあつたときは、当該補助金等の交付の申請がなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした後において、天災地変その他事情の変更等(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)により特別の必要が生じたときは、補助金等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又はその内容等を変更した場合において、市長は、補助事業者が特別に要した次に掲げる経費については、これに相当する金額の範囲内で補助することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械器具及び仮設物の撤去その他残務整理に要する経費
- (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金

(3) その他市長が特に必要と認める経費
(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うとともに、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(市長の指示)

第10条 市長は、補助事業等の遂行に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業等の状況報告若しくは資料を提出させ、又は実地について検査を行い必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき(補助金等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めるものについては、省略することができる。

- (1) 事業実績書(又は融資実績書)
- (2) 収支決算書(又は収支の明細書)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(是正のための措置)

第12条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(確定)

第13条 市長は、前条に定める報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要により現地調査等を行い、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると認めるときは補助金等の額を確定し、又は決定額に変動を生じた場合はその額を算定し、補助金等確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(支払)

第14条 補助金等の支払は、前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

(決定の取消し等)

第15条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金等の交付を停止することができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があったとき。

2 市長は、前項又は第8条の規定により当該補助金等の交付の取消し又は停止をした場合は、速やかに補助金等交付決定取消通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

3 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助金等返還請求書(様式第6号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿、証拠書類その他関係書類を整備し、市長が別に定める期間保存しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、第15条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、同条第3項の規定により返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付された場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべ

き未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 6 第1項及び第4項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 7 前各項の規定により計算した加算金又は延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(実施の細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容、補助額又は補助率その他補助金等の細目については、市長が別に定めて告示する。ただし、補助金等の種類に応じ、告示を要しないと認めるものについては、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の掛川市補助金等交付規則(昭和39年掛川市規則第3号)又は大東町補助金等交付規則(平成6年大東町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月1日掛川市規則第39号)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成25年3月27日掛川市規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日掛川市規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月18日掛川市規則第30号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年3月28日掛川市規則第10号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

年度において したいので、補助金等を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-------------------|--------|
| 1 補助金等の申請額 | 円 |
| 2 事業計画書（又は融資計画書） | 別紙のとおり |
| 3 収支予算書（又は収支の計画書） | 別紙のとおり |
| 4 契約書等の写し | 別紙のとおり |
| 5 その他 | |

備考

1 事業計画書（又は融資計画書）には、補助事業等の種類、目的、内容及びその効果並びに事業遂行に関する計画及び完了予定日等の事項を記載すること。利子補給金の融資計画については、利子補給の方法及び利子補給額の算定基礎その他必要な事項を記載すること。

2 収支予算書（又は収支の計画書）には、補助事業等の経費の配分使用の方法及び負担の方法並びに補助金等の申請額の算出方法その他の事項を記載すること。

補助金等決定通知書

年 月 日
第 号

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった 補助金等については、次の
ように交付決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 掛川市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

(5) その他の指示事項
様式第3号（第11条関係）

補助事業等完了報告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付の決定を受けた事業が完了したの
で、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書（又は融資実績書） 別紙のとおり
- 3 収支決算書（又は収支の明細書） 別紙のとおり
- 4 補助金等の交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

備考 2及び3の書類に記載すべき事項については、補助金等交付申請書の備考に準じて記載す
ること。

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者 氏 名 ㊟

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けの
とおり確定したので通知します。

補助事業等完了報告書を審査した結果、次の

補助金等交付確定額
様式第5号(第15条関係)

円

補助金等交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 回

年 月 日付け 第 号による 補助金等交付決定の全部（一部）を次の
ように取り消したので通知します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

（第8条第1項により取り消した場合に記載）

なお、この取消しに伴い特別に必要となる経費（補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費並びに補助事業を行うため契約した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費）に対しては、別途補助金を交付することになるので、当該

経費に対する補助金等交付申請書を至急提出してください。

様式第6号（第15条関係）

補助金等返還請求書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした 補助金等の返還を次の
とおり請求します。

1 返還を請求する補助金等の金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 交付済額（概算払額） | 円 |
| (2) 更正決定額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還請求理由

3 納期日 年 月 日

4 返還手続

備考 この補助金等返還請求書を受け、上記の納期日までに納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付すること。